

第2章 秩父市の文化財の概要と特徴

文化財とは、人々の営みと関わりながら形成された文化的なもの、地質現象や生態系に関わる自然的なものを指し、秩父市ちちぶに所在する文化財は、現在までの秩父市の成り立ちの証しとして長く守り伝えて行かなくてはならない。市民共有の貴重な財産である。

日本の文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類を「文化財」と定義している。それらの中から、特に学術上貴重なものや国や県・市の歴史を理解するうえで欠かせないものなどを、文化財保護法や県・市の条例により指定等を行い、国・県・市の文化財として保護している（以下、「指定等文化財」という）。

秩父市の指定等文化財は、令和3年（2021）7月30日現在、国・県・市の文化財は288件で、詳細

表 2-1 指定等文化財件数

令和3年（2021）7月30日現在

種別	国指定等文化財		県指定等文化財		市指定等文化財		合計	割合 (%)	
	種類	件数	種類	件数	種類	件数			
有形文化財	重要文化財	建造物	1	建造物	4	建造物	17	22	8
		絵画	0	絵画	1	絵画	5	6	2
		彫刻	0	彫刻	2	彫刻	13	15	5
		工芸品	0	工芸品	3	工芸品	14	17	6
		古文書・書跡・典籍	0	古文書・書跡・典籍	3	古文書・書跡・典籍	12	15	5
		考古資料	0	考古資料	1	考古資料	0	1	1
		歴史資料	0	歴史資料	2	歴史資料	1	3	1
	計	1	計	16	計	62	79	28	
	登録有形文化財（建造物）	31					31	11	
	計	31					31	11	
小計	32	小計	16	小計	62	110	39		
無形文化財	重要無形文化財	0	無形文化財	0	無形文化財	0	0	0	
	小計	0	小計	0	小計	0	0	0	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	28	33	11	
	重要無形民俗文化財	2	無形民俗文化財	9	無形民俗文化財	34	45	16	
	選択無形民俗文化財*	3	選択無形民俗文化財*	2			5	2	
	小計	6	小計	15	小計	62	83	29	
記念物	史跡	1	史跡	6	史跡	46	53	18	
	名勝	0	名勝	1	名勝	2	3	1	
	天然記念物	1	天然記念物	10	天然記念物	22	33	11	
			旧跡	6			6	2	
	小計	2	小計	23	小計	70	95	32	
総計		40		54		194	288	100	

*「選択無形民俗文化財」とは「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」を表す。

な種別ごとの件数は「指定等文化財件数」(表 2-1) のとおりとなっている。

表 2-1 の指定等文化財以外にも、ふるさと文化財の森の設定地が2件、国指定天然記念物の内、カモシカ等地域を定めず指定したもの(うち埼玉県が主な生息地に含まれるもの)が2件、ユネスコ無形文化遺産に1件(「秩父祭の屋台行事と神楽」を含む『山・鉾・屋台行事』(33件)の登録)など、多種多様な文化財が所在する。

指定等文化財以外でも、後世に伝えるべき歴史的・文化的資源となりうる文化財が多く遺されている。ここでは指定・未指定を問わず、秩父市の文化財の特徴を類型ごとにまとめた。また、これまでの調査成果をもとに巻末に「巻末資料2 未指定文化財リスト」を掲載した。リストに掲載した未指定文化財は、建造物が123件、無形の民俗文化財が101件、遺跡が5件、植物が172件(植物群落を含む)、地質鉱物が35件である。

表 2-2 未指定文化財リストの掲載件数

分類/種別		件数
有形文化財	建造物	123
民俗文化財	無形の民俗文化財	101
記念物	遺跡	5
	植物(植物群落含む)	172
	地質鉱物	35
総計		436

令和3年(2021)3月までの調査分

1-1 有形文化財

1) 建造物

○ 建造物

埼玉県の指定有形文化財である秩父神社と秩父市街地、三峯神社と贄川宿、大滝地区と吉田地区の概説の順に記載する。

秩父神社は「國造本紀」の記述にある、知知夫彦命が国造に任命された頃に始まるといわれている。永禄12年(1569)に武田晴信の兵火により社殿・宝物の多くを焼失した後、天正20年(1592)に新たに社殿を造営した。当初本殿は単独で建っており、天和2年(1682)に幣殿・拜殿を造営して現在の複合社殿となった。その後、幕末の改築などを経て、昭和41年(1966)9月に台風被害を受け、同45年(1970)に現在の形に修理が竣工している。多くの建築彫刻で装飾された意匠性の高い社殿である。

本殿は天正20年(1592)の棟札が伝存し、近年の放射性炭素年代測定調査で中世に遡る柱材が確認されている。また複合社殿としての成立も埼玉県内で三芳野神社、氷川女體神社に次ぐ古さを誇る。

秩父神社参道は番場通りと呼ばれ、神職である園田家、その向かいにある宮前家の住宅が威厳を示し、また少し南の四つ角に「大月旅館別館」、「小池煙草店」、「カフェ・パリー」、「安田屋」の国登録有形文化財(建造物)が建つが、こちらは思い思いの壁面装飾をほどこした近代建築で町に彩りを与えている。

養蚕業で栄えた秩父には養蚕農家の建物や複数の近代建築の遺産がある。国重要文化財「内田家住宅」や国登録有形文化財(建造物)「秩父銘仙出張所」、「旧埼玉県繊維工業試験場」、「旧強谷織物工場」などである。

享保16年(1731)に建てられた「内田家住宅」は、入母屋造の屋根の正面側を切り上げてせがいで軒、窓とし、養蚕のための本格的な2階を設けている、大規模な養蚕農家の典型的な事例である。また、「旧埼玉県繊維工業試験場」は昭和5年(1930)県によって設計された建築であるが、当時の世界的な意匠の潮流に乗ったアールデコ風のデザインで、傾斜の浅い寄棟がウイングを延ばし、フランク・ロイド・ライトの建築を思わせる魅力的な建築であり、現在ちちぶ銘仙館として活用されている。

三峯神社は、大滝地区三峰に鎮座する。景行天皇の御代に始まるとされ、後に修験道が入り神仏習合



図 2-1 旧強谷織物工場

の社となる。鎌倉時代には武士の信仰を獲得するが、室町時代に入り足利氏の怒りを買ひ、社領を奪われるなど、急激に衰退した。その後、月鑑道満が三峰山の荒廃を嘆いて再興し、天文2年（1533）に社殿を再建し、さらに享保5年（1720）頃に日光法印によって繁栄の基盤が築かれた。従って、社殿のみならず仏堂堂宇が建ち、妻沼の宮大工である林兵庫一門、上州花輪村の彫物師の手になる華やかな建築が展開した。

特徴としては本殿（寛文元年（1661）が春日造であることで、これは旧本殿で現在東照宮上舎となっている社殿も同形式である。

明治維新後の神仏分離令により別当寺が廃されたが、仁王門を隨身門に、護摩堂を国常立神社に変えるなど、仏堂の破却を極力食い止めた。



図 2-2 三峯神社本殿

○ 町並みと集落の民家の特徴

・荒川地区

荒川地区の贅川宿は三峯神社の参拝客の宿泊や幕府の御用山から木を搬出する拠点として栄えた秩父甲州往還の宿場である。切妻造平入りの町家が連なる町並みで、「かかしの里」などの行事が行われている。町家の屋根は瓦葺ないし亜鉛鉄板葺で、妻壁は下見板張が多い。1階の柱は2間または2間半程度、かつ2階は開け放つことができるよう開放的に構成されている。

この集落を奥に進むと国登録有形文化財（建造物）「逸見家住宅主屋」がある。木造2階建、切妻造、平入棧瓦葺の建物である。2階は養蚕の場となっているが、本来は旅籠として建てられたもので、細かく部屋割りがされている。往事の宿場町の景観を伝える。



図 2-3 逸見家住宅主屋

・大滝地区

大滝地区はかつての大滝村で埼玉県の最西部にあり、山林に囲まれた小さな斜面に集落が点在する。近世には古大滝、新大滝、中津川、三峰の四ヶ村に分かれていた。このうち三峰集落は古くから三峯神社の神領であり、「門前 36 戸」と称し、明治初めまでは概ね 36 戸を維持してきたという。集落を構成する住居も他の集落とは少し異なる。

大滝地区では切妻造平入りがほとんどであるが、三峰地域に限って入母屋が多い。かつて三峰では茅葺、杉皮葺が多く、その他の地域では板葺の石置き屋根や杉皮葺が多かった。現在はほとんどの家の屋根は瓦葺ないし亜鉛鉄板葺に変わっている。秩父市の他の地域とは異なり、2階建ての家は少なく平屋が殆どで、かつては便所、風呂を別棟にするものが多かった。三峰以外の地域では昭和 10 年（1935）頃まで養蚕が盛んであった。また三峰では明治以前と考えられる建物が残り、棟にノザスという棟押えを飾っている。

市指定有形文化財（建造物）「三峯神領民家」は、三峰では最も古い形式の民家である。ノザスは千木風の棟押えで、神社との関係を意識させる。

・吉田地区

吉田地区はかつての吉田町で秩父市の北部にあり、石垣で造成された地盤に建つ土蔵、切妻造の主屋

が特徴である。阿熊・石間・小川・女形の諸地域ごとに景観を述べる。

阿熊地域ではもともと養蚕が盛んであったが、住居に改修が進み、旧養蚕農家の外観が残る家は少ない。一方、軒の出桁を建築当時のまま残す事例も見られる。なお出桁とは側柱筋から梁または腕木を張りだし、その先の桁で垂木を受けているものを指す。

石間地域では特に沢口から中郷の間に大型の旧養蚕農家が点在している。沢戸には石垣によって造成した土地に建つ大型住宅が多く、家と家の間の路地が生活の道として使われる。出桁を用いるせが軒は少なく、逆に梁構造が多く見られる。ここでの出梁構造とは1階の側柱筋から梁または腕木を張りだし、その先の桁で上階の壁ないし手摺を受けるものを指す。

小川地域では白漆喰の妻壁・瓦葺の旧養蚕農家の大型住宅が集落の景観をなすが、改修が進んでいる。女形地域では道幅の狭い細い道が残り、両側の石垣が迫っている場所がある。土蔵や古い建物の大きな改修があまりなく、当時のまま残され風情が残っている。

2) 絵画・彫刻・工芸品

【絵画】

絵画は県指定1件、市指定5件の計6件で、全体の文化財指定等件数に占める割合は約2%と極めて低い。

県指定「石燕の納額 景清のろう破り」は、明和元年（1764）8月に江戸護国寺で、秩父札所総開帳が行われたときに奉納されたものである。作者は江戸中期の画家・浮世絵師の鳥山石燕（1712～1788）である。

市指定の5件は、寺院で所蔵されているのが4件、個人で所蔵されているものが1件である。以下、主なものについて記述する。

江戸時代の民衆教化として地獄と極楽の想像図が描かれた「地獄極楽絵図」は、宝暦年間（1751～1763）秩父札所が江戸にて開帳し、続いて、日光輪王寺を会場とした際に奉納されたものである。作者は不明である。

「葛飾北斎筆の納額」は、神仏へ和歌を奉納する法楽和歌の板額である。額面には北斎の桜花の図が描かれており、文化8年（1811）北斎燈下の筆と記されている。

「千手観音堂 相撲四十八手板絵」は、千手観音堂の天井にはめられた板絵で、秩父界隈の力士によって奉納されたものと伝えられ、相撲の決まり手が描かれたものとなっている。なお、毎年8月16日、この千手観音堂境内で相撲が奉納され、「千手観音信願相撲」として市無形民俗文化財に指定されている。



図2-4 石燕の納額 景清のろう破り

【彫刻】

彫刻は、県指定2件、市指定13件の計15件で、全体の文化財指定等件数に占める割合は約5%である。なお、15件の内14件が仏像となっている。

県指定の彫刻は、1件目が「木造阿彌陀如来立像」で、秩父市東町の惣円寺所蔵であり、檜寄木造、玉眼、肉髻螺髪で像高83.2cmである。作者は不詳であるが、鎌倉後期の作で快慶風京造りの様式を取り入れたものである。

2件目が「菊水寺聖観音像」で、秩父市下吉田の秩父札所33番菊水寺の本尊仏で、檜一木造の彫眼で像高88cmである。頭には菩薩特有である宝冠をいただいており、製作年代は平安時代末期のものである。

る。なお、埼玉県指定文化財の彫刻部門の指定第1号となっている。

市指定の彫刻は13件、その内12件が仏像で、管理状況は5件が秩父札所の寺院、3件が札所以外の寺院、その他が4件である。主なものについて記述する。

「岩上堂の聖観音像」は、秩父市寺尾の秩父札所20番岩ノ上堂の所蔵であり、高さ71.3cmの立像で、檜材一刀彫の寄木漆箔造りの平安時代作と伝わる。

「札所28番の馬頭観世音坐像」は、秩父市上影森の秩父札所28番橋立堂の本尊仏で、像高26.5cm、木造寄木造の漆箔三眼三面六臂の鎌倉時代の像である。

「聖観音立像」は、秩父市荒川上田野の秩父札所29番長泉院の本尊仏で、藤原時代の慈恵大師の作と伝わる。像高約56cmの木造で、全身に黒褐色金泥が置かれている。

「薬師如来坐像」は、秩父市荒川上田野糶屋区やくしどうの薬師堂に安置されているもので、元禄期（1688～1704）に秩父市荒川じょうみょうじの常明寺住職であった即道そくどうの作といわれている。像高110cm、座幅90cm、頭部と胴部は別に作られており、胎内に「腹子」といわれる胎内仏が収められている。

市指定の彫刻15件の内、仏像以外のものが1件で、それが「森玄黄もりげんこうさい齊作 将棋の駒」である。森玄黄齊の生家に伝えられたもので、駒の側面に文化14年（1817）の彫刻があり、10歳の時の作品となるもので、彼の最も古い作品となっている。森玄黄齊は漢詩・詩歌・書画等、多芸を持った人で秩父の生んだ代表的な文化人であった。

【工芸品】

工芸品は県指定3件、市指定14件の計17件で、文化財指定等件数に占める割合は約6%となっている。

県指定の工芸品の内、2件はいずれも「銅鐘」である。1件目は大野原おおのほらに所在する源蔵寺げんぞうじのもので、高さ145cm、口径72.6cmで、銘文に宝永2年（1705）と享保6年（1721）9月の銘が刻まれている。銘文には下野国しもつけのくに佐野天明町さのてんみょう（栃木県佐野市）の鑄物師藤原金氏ふじわらのかねうじの作で、宝永2年（1705）に妙見社みょうけんしゃ（秩父神社）宮司が境内にある泉蔵院せんぞういんに寄進して、その後、享保6年（1721）に同院が廃されたため、源蔵寺に寄進したと記されている。

2件目の「銅鐘」は、桜木町さくらぎまちに所在する札所17番定林寺じょうりんじにあるもので、高さ138cm、口径77cm、鐘の全周さいごくに西国ほんどう、坂東、秩父の霊場百番の本尊仏が浮き上がるように鑄られており、その一つ一つに寺の詠歌が刻まれている。銘文によると宝暦8年（1758）に定林寺の再建の際に寄進された比企郡ひき上小用村かみこよう（埼玉県鳩山町）の清水武左衛門清長の作である。

その他に1件の県指定のものは、鉢形城主北条氏邦着用で下吉田むくじんじやの椋神社に奉納したと伝わる「三十二間筋兜かぶと」である。鉢の縦筋33本の間に金銀の象嵌で三十番神が刻まれている。また、内部には「相州住明珍義そうしゅう■」という兜の作者の銘がある。

市指定の工芸品は、14件であり、主なものについて記述する。

「音楽寺の銅鐘」は、秩父札所23番音楽寺のもので、高さ120cm、直径69.7cm、乳が108個施されている。この銅鐘は明治17年（1884）11月、秩父事件で吉田・小鹿野方面押し寄せた群衆が、打ち鳴らして一挙に大宮郷おおみや（現秩父市）へなだれ込んだといわれている。

「秩父神社蔵刀剣脇差」は、長さ52.1cm、反り1.8cm、備前国住長船次郎左衛門尉勝光びぜんのかくにじゅうおきふねじろうざえもんじょうかつみつ、同左京進宗光さきょうのしんむねみつの合作で室町時代の作である。

「彦久保家所有の甲冑」は、天正年間（1573～1592）、北条氏邦に仕えた秩父孫次郎重国の着用した



図 2-5 三十二間筋兜

ものと伝えられる。兜・胴・籠手・佩楯等が残り、具足と呼ばれるもののほぼ1領分が揃っている。

「寺井諏訪神社の鰐口」は、直径25.5cm、厚さ10cmの大きさで、秩父市大滝の寺井地区の諏訪神社社殿に吊るされている。縁には「應永廿二年未八月■日」（1415）、「武州高安寺靈通巽明神■」の銘が刻まれている。

「信玄供養の念仏がね」は、直径23.5cm、高さ9.3cmで、裏面の銘文に「為信玄大僧正三回御忌菩薩奉納 新大滝村月光院什宝」、「天正三乙亥年（1575）二月彼岸 西嶋作」とある。当時の甲州武田氏との関係を示す貴重な資料となっている。

「石札」は、秩父市上田野の秩父札所29番長泉院に伝えられているもので、熊野産の黒石である。大きさは高さ25cm、幅8.5cm、厚さ2.5cmで、「石札定置巡礼」と刻まれている。伝えによると秩父観音霊場開山の折、熊野権現より奉納されたといわれている。

「巡礼納札」は、秩父市荒川白久の秩父札所30番法雲寺に伝えられた6枚の木製の納札である。その中には西国、坂東、秩父の日本百箇所の観音霊場に関する最古の記録となる納札がある。刻文は下記のとおりとなっている。

奥州葛西住 赤萩伊豆守平清定

西国坂東秩父百ヶ所順礼只一人

為二親菩薩 天文五天三月吉日

この他、年号の刻文は享禄4年（1531）、天文4年（1535）、天文6年（1537）、天文13年（1544）のものがある。

以上が主な絵画・彫刻・工芸品の指定された文化財である。なお、「巻末資料2 未指定文化財リスト」に絵画・彫刻・工芸品のリストが掲載できていないが、これは詳細な所在調査がされていないことや普段から目に触れにくい個人や社寺仏閣等の蔵などに所蔵されていることが多く調査が困難なことが原因として挙げられる。

3) 古文書・書跡・典籍・考古資料・歴史資料

【古文書】

古文書の指定は、県指定が3件、市指定が9件、合計12件であり、全体の文化財指定等件数に占める割合は約4%である。古文書の内容に関しては江戸時代中期以降地方の支配、土地、年貢等に関わる近世文書が多く占めている。江戸時代の秩父市域は幕府領・忍藩領・旗本領が入り組んで支配されていたが大部分が忍藩領で、荒川右岸地域に集中していた。そのため忍藩の地方支配に関わる文書が数多く残されている。

忍藩の秩父領では、現在の秩父市東町の県地方庁舎付近に陣屋があり、交代で代官が常駐していた。代官は領内の村々の名主を統括する割役名主を通じて地方を支配していた。

県指定の「忍藩割役名主御公用日記」（古文書）は、地方支配を検証する重要な文書で代表的なものといえる。時代により割役名主は若干の変更があったが、時代を通して常に割役名主を命じられた松本家に残る文書である。内容は寛文（1661～1673）・元禄（1688～1704）年間から慶應年間（1865～1868）にわたって、諸法令通達、公事出入・訴訟・陳情の受付及び代行、裁判立会、租税の割付、領内民政の代官宛報告、名主の統括等の業務が記録されている。



図2-6 忍藩割役名主御公用日記

忍藩秩父領の郷土研究に欠かすことのできないものとなっている。

【書跡】

書跡の指定は、近世末に書かれた市指定「秩父志」の1件で、秩父志首之巻から秩父志尾之巻までの9巻10冊からなる自筆の郷土誌がある。著者は大野満穂、玄鶴などを称し、文化11年(1814)に秩父市大野原に生まれた医師で、明治25年(1892)に没している。秩父志は天保年間(1830～1844)から稿を起し明治20年(1887)に完成したといわれている。自ら秩父郡内を巡り、古記に徴して編集したもので、郡内の旧村ごとに位置、社寺・仏閣、古城、古墳、碑文器など記し、写生して図を挿入してある。秩父地方の地誌として詳細に記述されている。

【典籍】

典籍の指定は2件あり、秩父事件の研究資料として有名な市指定「田中千弥日記・秩父事件記」について記述する。田中千弥は文政9年(1826)に、秩父郡下吉田村(現秩父市)に生まれた国学者、神職で、明治26年(1893)には棕神社社司兼貴布禰神社社掌となった。和歌、詩文などに優れ、特に嘉永3年(1850)から明治31年(1898)まで49年間にわたり丹念に綴った日記、秩父事件(1884)の直接の見聞を編述した「秩父暴動雑録」などの諸記録は、秩父地方史ならびに秩父事件研究の基礎史料として貴重である。

【考古資料】

考古資料の指定は、県指定「蕨手刀 付 足金物二点」の1件で、明治41年(1908)10月大野原古墳群の内、現在の原谷小学校校庭にあった円墳から出土したものである。全長44.8cm、刀身32.6cm、柄頭が蕨の若芽に似た屈曲を持つところから蕨手刀と称され、柄と身は共作り、平背、平造、無反の刀相を示している。柄頭の懸通しの座金具は銅製の菊座で緑色、刀全体が錆化して黒褐色を呈している。蕨手の刀の関東地方からの発見は珍しく、年代は7世紀から8世紀初頭と見られている。

【歴史資料】

歴史資料の指定は2件あり、そのうち県指定「秩父神社文書」について記述する。この文書は、鎌倉時代末期における丹党中村氏の管掌する秩父神社造営次第ならびに郡内の政治、経済事情等を知ることができる貴重な資料である。

その年代は、徳治(1306～1308)、延慶(1308～1311)、正和(1312～1317)、元享(1321～1324)にわたり、主として中村弥次郎行郷の秩父神社造営に関するもの9通をかぞえる。

1-2 民俗文化財

市内には重要無形民俗文化財である「秩父祭の屋台行事と神楽」と「秩父吉田の龍勢」が伝承されている。「秩父祭の屋台行事と神楽」に曳き出される2基の笠鉦と4基の屋台は「秩父祭屋台」として重要有形民俗文化財にも指定され、日本を代表する山・鉦・屋台の一つとして知られている。また、「秩父祭の屋台行事と神楽」は、「山・鉦・屋台行事」としてユネスコの無形文化遺産の代表リストに記載されている。

まず、国の指定を受けている民俗文化財について紹介する。秩父祭は有形と無形の両面からそれぞれ重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財に指定されている。有形と無形の両面からの指定を受けている民俗文化財は、山・鉦・屋台において現在までに5例しか知られておらず、そのような点においても

貴重な文化財であるといえよう。

この行事で曳行される豪華な笠鉾・屋台は、江戸時代後期に作り出されたとされているが、その背景には秩父盆地一帯の養蚕が盛んになり、現在の秩父市が周辺で生産される絹織物の集散地として活気を呈した社会経済状況があるといわれている。

平成26年(2016)に中村町会から刊行された『秩父神社例大祭「祭礼日記」「御祭礼記録』』にも「當祭礼の儀は在辺にて祭禮相企候とは事替わり第一町内の潤いに相成り（中略）参詣見物之者も悉群衆仕諸国より諸商人其外数多入込町市繁盛仕候（以下略）」と文政10年（1827）9月の記事が記されている。これをみると、秩父祭が単に秩父の町のみならず、諸国から諸商人が入り込み周辺の村を含めた地域が繁盛する絹市の立つ祭礼であったことがわかる。秩父祭は秩父の町のみならず周辺地域を含めた広い範囲と連鎖する祭礼だったのである。

「秩父吉田の龍勢」は、秩父市下吉田にある椋神社の秋季例大祭に、「龍勢」と呼ばれる打ち上げ式の煙火^{えんか}を製造し、五穀豊穡^{ほうじょう}や天下泰平等を祈願して奉納する行事である。

龍勢は、火薬筒に竹製の矢柄を長く取り付けた形状や白煙を噴きながら空高く舞い上がる様子から「農民ロケット」とも呼ばれている。

龍勢が奉納される例大祭の行われる椋神社は、秩父地方では、秩父神社とともに『延喜式神名帳』に記載されている古社として知られている。神社の縁起によれば、日本武尊が東征の折にこの地で迷ったところ、杖としていた矛が光を放ち、猿田彦大神が現れて難を逃れたことから、矛を御神体として祀^{まつ}ったのがその始まりとされる。

氏は、椋元八耕地と呼ばれる神社周辺の集落を中心に下吉田、久長^{ひさなが}、阿熊の各地区で、信仰圏は、秩父市をはじめ小鹿野町^{みかの}や皆野町^{ながとろ}、長瀨町に及んでいる。

龍勢の起源については、椋神社の創建伝承と関連し、日本武尊の矛先より発した光を氏子たちが尊び、吉田川の河原で大火を焚き、その燃えさしを空高く投げ上げて神を慰めたことが後世、火薬を用いた龍勢に発展したとする説や戦国時代の狼煙^{のろし}に由来する説などが伝えられている。龍勢は、椋神社の氏子で、耕地と呼ぶ集落を単位とする流派ごとに製造され、打ち上げられる。

これらの民俗文化財を通じて注意深く観察することによって、町とその周辺の村のつながりと共同、集落の独立と連携のあり方が見えてくる。人と人のつながり、集落の独立と連携を把握し活用を図ることによって地域の人びとのくらしと文化を豊かに継承していくことが可能になるのではないだろうか。

市内には重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財以外にも数多くの民俗文化財が継承されている。それら民俗文化財の多くは、市域中心部の町場に継承されてきたものを除くと「耕地」と呼ばれる小集落ごとに継承されてきた。市内における「耕地」とは土地の範囲を示す用語でもあり、同時に家や人のまとまりの最小の単位としても機能しているともいえる。市域における「耕地」は自然環境とも密接に関わりながら人々のまとまりの単位として機能し、民俗文化財がこの「耕地」を単位として行われているものが多い。市域の民俗文化財の執行の単位としての「耕地」は、地理的特徴を反映して他の「耕地」



図 2-7 秩父祭の屋台行事と神楽／秩父祭屋台



図 2-8 秩父吉田の龍勢

とは孤立したように存在しているともいえるが、「耕地」内部では家や人々の伝統的なまとまりの単位として機能している。

「耕地」を単位に行われる無形の民俗文化財には悪疫退散や災厄防除を願って行われる上吉田の「精霊送り」、死者の御霊を弔う県選択無形民俗文化財「小川の百八燈」、地域の子供たちが中心となって釈迦の誕生を祝う灌仏会である県指定無形民俗文化財「塚越の花まつり」、葬式祭りととも言われる下久那の「じゃらんぼん祭り」、荒川白久の原地区で一年の安全を天狗に祈願する県指定無形民俗文化財「白久のテングウ祭り」などが知られている。



図 2-9 塚越の花まつり

さらに、獅子舞・神楽・歌舞伎・人形芝居など、民俗芸能も市内には数多く残り、その中には他地域から伝わり、発展したものも多数存在する。

獅子舞は休止しているものも含めて現在 11 の地域に残り、そのどれもが県・市の無形民俗文化財もしくは有形民俗文化財（獅子頭や工芸品が対象）指定を受けている。それらは近隣や東京・奥多摩地方、三河国岡崎など様々な地域から伝わってきたとされている。県指定無形民俗文化財「浦山の獅子舞」は、山道を歩き激しく舞うために動きやすい草鞋履き、脚絆、通常の袴ではなく裁着を身につけるなど、伝承している地域の特性に合わせた形式をとっている。

神楽は 9 件が国・県・市の指定を受けており、秩父神社神楽（「秩父祭の屋台行事と神楽」として重要無形民俗文化財指定を受けている）の系統に属するものや、県指定無形民俗文化財「貴布祢神社神楽」など江戸系統に属するもの、市指定無形民俗文化財「神明社神楽」など上州（現在の群馬県）系統に属するものなど、3つの系統に大別できる。

重要無形民俗文化財「秩父祭の屋台行事と神楽」の指定には、屋台上で演じられる歌舞伎も含まれている。市無形民俗文化財に指定されている秩父歌舞伎の保存研究に努め、秩父祭の屋台上で歌舞伎を演じる団体である「秩父歌舞伎正和会」は、保護団体として秩父歌舞伎の継承に励んでおり、古くから使用していた衣装や用具類は市指定有形民俗文化財となっている。また、市内には県指定有形民俗文化財「萩平歌舞伎舞台・精進堂」や市指定有形民俗文化財「諏訪神社附設舞台」、国登録有形文化財（建造物）「栃谷八坂神社舞台」といった地芝居を行う舞台が複数現存していることも、秩父市で地芝居が盛んだったことを表している。

地域外に人形を買い求めて一座を組織した人形芝居では、国選択無形民俗文化財「白久の串人形」（県指定無形民俗文化財「白久の人形芝居」）や市指定有形民俗文化財「品沢人形芝居の人形」などが所在する。

この他に江戸時代から市域で盛んに行われてきた養蚕業とのつながりを示す民俗行事が伝えられており、小正月には各地で「繭玉飾り」が行われている。また、「秩父神社神楽」（国重要無形民俗文化財「秩父祭の屋台行事と神楽」の指定に含まれる）には祭礼と養蚕業との関連を示すといわれる「養蚕指導」の演目が存在している。さらに、秩父祭の屋台行事が行われた翌日 12 月 4 日に秩父神社で行われる「蚕糸祭」では奉納された繭を見ることができ、これらからは民俗文化財と地域の産業との関連を読み取ることができるのである。

このように、各地で民俗芸能が公開・継承されてきた。これらの無形の民俗文化財は「耕地」を単位とする地域性を示すとともに、そこで暮らす人々のまとまりを示すものであるともいえる。無形の民俗文化財はそれを継承する地域の生活文化の独自性と共通性を示すものでもあるといえる。

無形の民俗文化財を通してこれに関わる人々の関わり方等を探っていくことによって、地域の文化の特色を把握し、くらしぶりの変遷を明らかにし、人々が長く継承してきた無形の民俗文化財の保存と活

用のあり方が示せるものと思われる。

1-3 記念物

1) 史跡・旧跡

【史跡】

史跡の指定は、国指定1件、県指定6件、市指定46件、合計53件で全体の約18%を占め最も多くなっている。これは秩父三十四ヶ所観音霊場（以下、秩父札所と表記）をすべて文化財指定としているのが要因となっている。これにより、秩父札所34ヶ寺の内、25ヶ寺が秩父市内に所在し、すべてが市指定の史跡となっている。

秩父札所は、西国三十三ヶ所、坂東三十三ヶ所とともに、日本百番観音に数えられている。しかしながら、秩父札所中で最も古い資料で長享2年（1488）5月に書かれた古文書によると、当時の秩父札所は33ヶ寺で、現在の番付とも違っていた。当時の秩父札所1番は秩父市桜木町の定林寺（現17番）で、現在の秩父札所1番四萬部寺が24番であった。また、現在の秩父札所2番真福寺は当時の番付に入っていなかった。なお、この古文書は小鹿野町の秩父札所32番法性寺に所蔵され「長享二年秩父札所番付」として県指定有形文化財（古文書）に指定されている。

次に、他の主な指定文化財について記述する。

国指定「栃本関跡」は、中山道と甲州街道の間道である秩父往還の通行人を取調べするために設けられたものである。栃本関創設時期は不明であるが、関東郡代伊奈忠次が慶長19年（1614）に大村氏を番士に任じて以来、幕末まで大村氏が務めた。なお、建物は文政6年（1823）に焼失し、その後再建された。更に現在の様に2階の建て増しが行われたが、玄関や上段の間並びに外部の木柵は関所の面影を留めている。



図 2-10 栃本関跡

県指定「飯塚・招木古墳群」は、7世紀末から8世紀初頭に築かれたとされている秩父地方最大の群集墳である。荒川と横瀬川の合流地点よりやや下流の荒川左岸に形成されており、墳丘は直径5～27m、高さ1～4m位の円墳で、129基を確認している。昭和54年（1979）に7基が発掘調査され、4基から横穴式石室が検出された。一部の古墳から刀子や鉄鏃などの鉄製品と須恵器・土師器の土器片が検出された。

市指定「丹党中村氏の墓」は、武蔵七党の丹党にゆかりのある中村氏の墓である。中村氏は平安時代後期から鎌倉時代にかけて武蔵国を中心に勢力を伸ばした同族的武士団の武蔵七党の丹党の後裔で、武蔵国秩父郡中村郷（現秩父市）に居住し、秩父郡一帯に勢力を張った。なお、中村氏一族の大河原氏は承久の乱（1221）の勲功で、鎌倉幕府より播磨国宍粟郡三方西（兵庫県宍粟市）の地頭に任じられて西日本も進出していった。元亨3年（1323）の銘がある国宝「短刀 銘 備前長船住景光」と、正中2年（1325）の銘がある国宝「太刀 銘 景光・景政」には、「秩父大菩薩」の刻印があり、この大河原氏が故郷を思い秩父神社に奉納するために作らせたものと考えられている。

市指定「坂東彦五郎の墓」は、秩父歌舞伎と小鹿野歌舞伎の基礎を作ったといわれている人の墓所である。坂東彦五郎は文化文政（1804～1830）の頃、江戸の坂東三津五郎（三世）に師事し、歌舞伎の芸を修め帰郷して近在の若者に歌舞伎を指導した。没年は天保5年（1834）1月24日である。

【旧跡】

旧跡は埼玉県特有の文化財指定区分であるので、若干の解説をする。昭和36年（1961）4月1日づ

けで埼玉県文化財保護条例を一部改正し、旧跡指定を設けた。指定基準は大概で次に挙げるものとした。
 (「文化財時報第6号」1962年埼玉県文化財保護協会発行)

1. 指定基準が漠然とし、現状変更が制限が無理なもの。
2. 顕彰を意味する墓、碑、生地等
3. 歌謡遺跡
4. 現状変更が著しく、原状のないもの
5. 史実に基づかないもの

旧跡の代表的なものとして、「和銅採掘遺跡」がある。『続日本紀』で慶雲5年(708)正月、秩父郡より和銅を献上し、元号を和銅としたとの記述があり、その銅を採掘したとされることから文化財指定を受けている。大正11年(1922)、秩父市黒谷(当時は原谷村)の祝山一帯に残る露天掘り跡・銅抗・銅製鍊所跡などが県指定の史跡となっている。その後、昭和36年(1961)の見直しにより、歴史的な事実関係が明確でないとして、県指定旧跡に指定替えとなった。なお、旧跡指定されたのは「露天掘跡」と伝えられている箇所のみで、銅製鍊所跡は市指定史跡となっている。露天掘跡の上方には「和銅開鑿之古跡」の石碑があり、和銅沢に面した平場には和同開珎を模した大型のモニュメントがある。

未指定の史跡・旧跡は巻末の「未指定文化財リスト」【記念物】(遺跡)に掲載した。これらは文化財保護法で埋蔵文化財として規定され、土木工事等に対して規制を受けて保護されているものである。掲載されているのは城館跡・集落跡・条里遺跡で、埼玉県選定重要遺跡にもなっている。これらの遺跡の内、主なものについて記述する。

「太田条里遺跡」は、秩父市太田、伊古田にまたがり、秩父地域最大の水田地帯に所在する。条里遺跡は古代の土地区画制度で墾田開発で1町(約109m)間隔で正方形に区分するもので、全国的に平野部の穀倉地帯で多く確認されている。秩父地域のような生産性が低い山間部まで条里制が敷かれていることが興味深い。太田条里遺跡の南側には灌漑施設として堰堤跡も確認されている。地元にはこの築堤の際に、旅人を人柱として犠牲にした伝説が残っている。

「熊倉城跡」は、秩父市荒川日野の熊倉山から北に伸びた標高648mの山頂に築かれている。この城については、室町幕府鎌倉府の関東管領上杉氏の有力家臣である長尾景春が反乱を起し、太田道灌に追われて熊倉城に立て籠もったといわれている。また、市指定無形民俗文化財「日向の獅子舞」の言い伝えによると、熊倉城主の長尾意玄入道(景春)に召され、城中で獅子舞を舞ったことから「御殿ざさら」と呼ばれたという。

2) 名勝・天然記念物

名勝の指定は県指定1件、市指定2件の計3件である。3件はすべて自然的な名勝として指定されており、人文的な名勝として指定されている文化財はない。

天然記念物の指定は国指定1件、県指定10件、市指定22件の計33件である。国指定「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」は地質分野と動物分野の複合指定であり、その他の県・市指定の内訳は、地質分野4件、植物分野27件、動物分野1件と、植物分野の指定件数が多い。また、表2-2の掲載件数のおおりに、未指定文化財リストに掲載した植物も非常に多い。

指定文化財のうち、自然の状態で存在しているものは、草本では県指定「てんぐ岩のムカデラン」、
 「久那のステゴビル」、市指定「滝坂のステゴビル」、浦山のフクジュソウ群落、「品沢のフクジュソウ」、
 「座禅草」などがある。木本では、県指定名勝「中津峡」の冷温帯林の落葉広葉樹林、県指定「大山沢のシオジ林」などの溪畔林、市指定「巣場ヤブツバキ群生地」などの中間温帯林～冷温帯林の中に暖温帯林の常緑広葉樹が存在する珍しい現象のものや、市指定「てんぐ岩のネズ」、市指定「瑞岩寺山のツツジ」

などがある。多少人の手が加わったと考えられるものでは、ケヤキ、コナラ、アラカシ、シラカシ、モミなど暖温帯林上部から中間温帯林に生育する樹木を主とした森である秩父神社の市指定「柞の森」、冷温帯林のウラジロモミの変種といわれる三峯神社の県指定「三峰モミ」等がある。

その他、県指定「清雲寺のサクラ」、市指定「清雲寺境内しだれ桜」、県指定「金仙寺枝垂サクラ」、市指定「円通寺のシダレ桜」（これらのサクラはすべてエドヒガン）、県指定「駒つなぎのケヤキ」、市指定「下蒔田のカヤの木」、市指定「上影森諏訪神社のスギ」、市指定「金仙寺のスギ」、市指定名勝「城峯山」にある城峯神社のスギ、荒川白久の法雲寺にある市指定「桧葉」、市指定「熊野神社のケヤキ」、市指定「吉田小学校庭の大欅」、市指定「近戸の大ツツジ」などは、暖温帯林上部～中間温帯に生育する樹木であり、市指定「古屋敷のヒイラギ」、市指定「でんでい場のツバキ」（ヤブツバキ）は暖温帯林に生える常緑広葉樹である。

また、記念物ではないが石灰岩地等に希少な植物も見られる。札所 28 番橋立堂の後ろにそびえる石灰岩の崖の上には暖温帯林の常緑広葉樹のウラジロガシがあり、武甲山ではブナ、ミズナラが残っている。

動物については、「秩父神社柞の森のブッポウソウ」が県指定を受けているほか、地域を定めず指定したもののうち埼玉県が主な生息地に含まれるものとして、特別天然記念物のカモシカや、天然記念物のヤマネの生息が市内で確認されている。

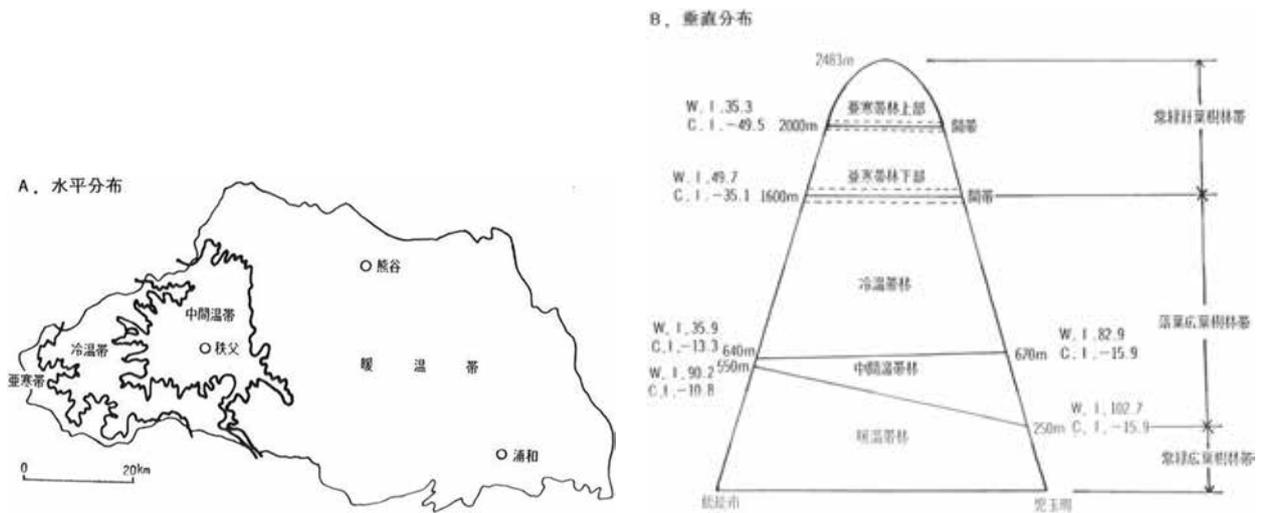


図 2-11 埼玉県の森林帯区分
(1986 永野巖『新編埼玉県史』より抜粋)